

部活動実施計画

1 部活動の意義

部活動は学校教育活動の一環として、スポーツや文化活動に共通の興味と関心を持つ生徒が、教師等の指導のもと、自発的・自主的に行うものであり、なおかつ、教育的効果が大きく、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

2 部活動のねらい

- (1) 自らの目標に向かって主体的に取り組み、粘り強く最後までやり遂げる生徒を育てる。
- (2) 異学年による活動をととして、チームの一員として協力・責任・公正などの態度を養うとともに、望ましい人間関係を築いていこうとする生徒を育てる。
- (3) きまりを守り、礼儀正しく活動する中で、より有意義な学校生活を送ることのできる生徒を育てる。
- (4) 日頃から健康安全に気を配り、体力・技能の向上に努めるとともに、「気づき、考え、実行する」ことのできる生徒を育てる。

3 設置部について

- | | | | | | |
|---------------|---------------|--------------|-----------|-----------|---------|
| (1)男子バスケットボール | (2)女子バスケットボール | (3)男子バレーボール | | | |
| (4)女子バレーボール | (5)野球 | (6)男子サッカー | (7)女子サッカー | | |
| (8)男子ソフトテニス | (9)女子ソフトテニス | (10)男子卓球 | (11)女子卓球 | | |
| (12)男子バドミントン | (13)女子バドミントン | (14)男子ハンドボール | | | |
| (15)女子ハンドボール | (16)吹奏楽 | (17)ダンス | (18)美術 | | |
| (19)陸上競技 | (20)水泳 | (21)空手 | (22)柔道 | (23)硬式テニス | (24)新体操 |

※ 水泳、空手、柔道、硬式テニス、新体操は部員の募集なし。

※ 陸上・駅伝は体育科、部顧問を中心に選手を選抜し組織するものとする。

4 部活動および同好会の設置条件及び昇格、廃部について

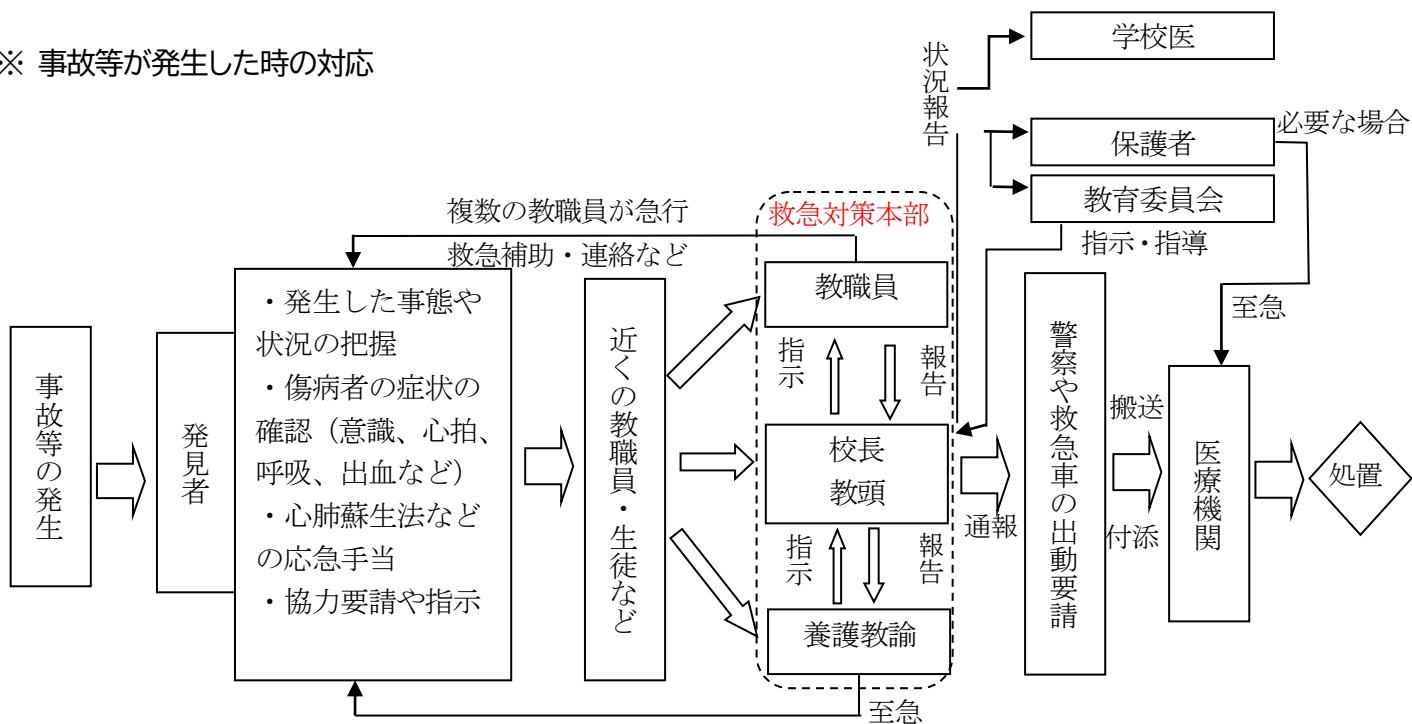
- (1) 本校の教職員数、施設設備等を考慮の上、無理のない範囲で設置する。
- (2) 部員数とその競技等の登録人員に満たない場合は、その設置を認めない。
- (3) 部の新設には、同好会としての活動を1年間継続し、かつ、その活動状況が良好な場合には、担当顧問の申請をもとに部顧問会にて昇格を検討し、学校長が決定する。
- (4) 部活動において、部員数とその競技等の登録人員に満たない場合が常態化し、今後の改善も望めない場合は、部活動顧問会にて降格及び廃部を検討し、学校長が決定する。

5 運営・指導方針

- (1) 学年・学級の枠を越えて、共通の興味・関心のある生徒で組織し、部活動のねらいの達成を目指して指導する。
- (2) 部活動の教育的意義を十分に理解させ、部員が相互に協力し、楽しく豊かに活動が展開されるように配慮する。
- (3) 顧問の配置にあたっては教師の希望を参考に、原則として全教師を各部いずれかに割り当て、正顧問1名、副顧問若干名を決定する。大会引率等世話人が必要な他の競技・同好会の担当者も同様に決定する。

- (4) 部活動を円滑に行うため、部活動主任 1 名、副主任 1 名、書記会計 1 名、部室管理 1 名を本校教師から選出する。※副主任と書記会計はキャプテン会を担当する。
- (5) 部活動生徒の生活指導は、「生活規定」及び「部活動規定」を踏まえ、全職員との密接な連携のもとに行う。
- (6) 部活動の運営にあたっては、原則として保護者会を組織し、保護者との密接な連携のもとに行う。
- (7) 部活動における安全管理指導については、校長を始め学校教育活動全体のなかで十分配慮して行う。なお、傷害及びその他の事故については、『独立行政法人日本スポーツ振興センター』の保険が適応される。

※ 事故等が発生した時の対応



- (8) 外部指導者の導入については、本校部「活動のねらい」の達成に向けて協力してもらうことを条件に、各部顧問と保護者会で検討し、校長へ推薦する。最終的に校長が判断し、委嘱する。
- (9) 顧問・副顧問が練習指導できない場合は、原則として活動は禁止とする(特に早朝練習、延長練習、土日・祝日等)。ただし、長期休業中においては、安全管理の職員がつくことで活動することができる。
- (10) 部活動日や時間帯等については、次のとおりとする。
 - ① 毎週平日 1 日(原則水曜日)、休日 1 日の週 2 日以上以上の休養日を設ける。
 - ② 第 3 日曜日(家庭の日)は休みとする。(島尻地区校長会にて決定)
 - ③ 練習時間は平日 2 時間程度、休日 3 時間程度とする。
- (11) 部活動を運営する上で必要な費用を保護者から徴収する。この部活動費は、年間一律 4,000 円とし、部活動説明会の日に一括徴収する。また、部活動費は、年間活動費 4,000 円以外にも各部ごとの決まり(保護者会則)に従い保護者の同意を得て、必要に応じて徴収することもできる。部活動費の管理については、会計を置くものとする。この場合、会計は、保護者の中から選出する。会計は、年度末に会計報告を行うものとする。
- (12) 各部顧問と部室管理職員は、用具及び活動場所・部室管理を、毎月 1 回確実に点検を行う。
- (13) 本校の部活動規定を踏まえ、部活動の意義等について部活動集会などで生徒に周知徹底する。
- (14) 部活動を円滑に運営するため、年度初めに部活動関係者調整会議を実施する。この会議には、校長、教頭、正副顧問及び外部指者、保護者会代表者が参加する。

部活動規定

1 特性及び意義

- (1) 主に放課後に行われる自主活動である。
- (2) 教育課程と密接な関係を持つ教育活動である。
- (3) 学年の枠を超えた、共通の興味・特技を持つ生徒で組織する活動である。
- (4) 自分に合った能力や技能を発見し、これを伸ばすために計画的に活動する。

2 ねらい

- (1) 自らの目標に向かって主体的に取り組み、粘り強く最後までやり遂げる生徒を育てる。
- (2) 異学年による活動をとおして、チームの一員として協力・責任・公正などの態度を養うとともに、望ましい人間関係を築いていこうとする生徒を育てる。
- (3) きまりを守り、礼儀正しく活動する中で、より有意義な学校生活を送ることのできる生徒を育てる。
- (4) 日頃から健康安全に気を配り、体力・技能の向上に努めるとともに、「気づき、考え、実行する」ことのできる生徒を育てる。

3 指導に関すること

- (1) 部の指導は、原則として本校教師があたる。
- (2) 外部指導者の導入については、「本校部活動のねらい」の達成に向けて協力してもらうことを条件に、各部顧問と保護者会で検討し、校長へ推薦する。最終的に校長が判断し、委嘱する。
- (3) 顧問・副顧問が練習指導できない場合は、原則として活動禁止とする(早朝練習、延長練習、休日等)。
- (4) 年度初めに部活動関係者調整会議を実施する。参加者は、校長・教頭・顧問・外部指導者・保護者会代表者とする。

4 活動に関すること

- (1) 部活動開始時刻は、16時10分(5校時の時は、14時55分)とする。
※体育館部活動は5分間で前後半を入れ替える。
- (2) 活動日及び活動時間は、以下の通り設定する。
 - ① 毎週平日1日(原則水曜日)、休日1日の週2日以上の休養日を設ける。
 - ② 第3日曜日(家庭の日)は休みとする。(島尻地区校長会にて決定)
 - ③ 練習時間は平日2時間程度、休日3時間程度とする。
※毎週水曜日(ノ一部活デイ)は、基本的に部活動を停止とする。ただし、中体連主催大会については3週間前、その他の大会については1週間前から練習を許可する。その際は、その週内の別日に休養日を設ける。この場合、ノ一部活デイの活動時間は1時間程度とする。
- (3) 早朝練習について顧問が必要とする場合は、保護者会と連携を取り、校長の許可を得て顧問(副顧問)指導のもと行うことができる。この場合、活動時間は7時から7時45分までとする(6時45分以降に登校すること)。
- (4) 中間テスト・期末テスト5日前から部活動を原則として停止する。
ただし、大会直前などの特別な場合は、所定用紙に必要事項を記入し、校長の許可を得て活動することができる。この場合、活動時間は1時間以内とする。
- (5) 長期休暇(夏・冬・春)中の活動は、部活動主任を通して校長の許可を得てから行うものとする。
- (6) 合宿は、禁止とする。

- (7) 雨天時における運動場の使用は、原則として禁止する。使用しなければならない場合は、必ず事前に部活動主任に申し出て校長の許可を得てから行うものとする。
- (8) 教室等を使用する場合は、必ず管理者(担任等)の許可を得ること。
- (9) 活動時の服装は、原則として体育着あるいは各部で認められた練習着とする。
- (10) 土日、祝日及び長期休業日は、制服、ジャージ(指定以外でも可)、各部ユニフォーム・練習着のいずれかでの登校とする。
- (11) 買い食いは禁止とする。顧問が弁当持参を許可した場合のみ弁当の持ち込みをしてよい。ただし、校外に出て弁当等を買うに行く行為は認めない。
- (12) 下記の活動は部活動より優先する。
 - ①学校全体の行事
 - ②学年全体の行事
 - ③学級全体や学校・学級代表としての活動
- (13) 休日の活動の際も、平日と同様に学用品と部活動に必要な道具以外は持って来ない。大会の時も同様とする。

※原則として、携帯電話・スマートフォンの使用は禁止だが、顧問・副顧問の指導のもと、連絡手段や緊急時のみ使用を許可する。

5 大会参加について

- (1) 本校の規則を守れていない生徒は、大会参加を見合わせる。(身なり指導・生活指導は、日頃の学校生活の中で行う)

6 練習試合について

- (1) 練習試合は、顧問または副顧問が引率する。

7 下校時刻等に関すること

- (1) 下校時刻等は次のように定める。

令和4年4月～令和5年3月	活動終了時刻	完全下校時刻
1年間を通して	18時15分	18時30分

※部活動によって、18時15分より早く活動を終了し、下校させることも可能とする。

- (2) 休日及び長期休業中の下校時刻は17時とする。
- (3) 顧問が下校時刻後の延長練習を必要とする場合には、保護者の承認を得るとともに、所定用紙に記入し校長の許可を得て行うことができる。この場合、延長練習は年間を通して19時まで以下校する。守れない場合は延長許可を取り消す。
- (4) 延長練習を行う場合は、必ず顧問か副顧問がついて行う。

8 部活動集会について

- (1) 必要に応じ集会を開く。

9 入・退部、除籍について

- (1)入・退部は、保護者の同意を得て所定の用紙に記入後、顧問に提出し許可をもらう。
- (2)顧問の指導に従わない部員は、除籍することもある。

10 部活動費について

- (1) 毎年1回、部活動説明会の日に部活動費を徴収する。この部活動費は、年間4,000円とし一括納入とする。
- (2) 部活動費は、(1)以外に各部ごとの「保護者会会則」に従い保護者の同意を得て、必要に応じて徴収することもある。

11 安全管理について

- (1) 部員全員で常時、安全に十分配慮しながら活動すること。万一事故が発生した場合は、近くにいる先生又は外部指導者に連絡すること。
- (2) 事故が生じた場合は、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の適応範囲内で保障される。

12 用具及び活動場所、部室管理について

- (1) 活動場所の清掃・戸締り及び用具の片付けは活動終了後、各部で責任を持って行う。
※ 特に体育館使用部は後半の部が戸締まり消灯を行うこと。
- (2) 部室の使用に関しては、別紙「部室使用規定」に従うこと。

13 学校の環境美化や奉仕活動について

日頃使用している学校を美しく保つため、週1回は、朝の活動時間や部活動開始前に奉仕活動の時間を設けることを推奨する。

14 部長会(キャプテン会)について

月1回定期的に行うものとする。(臨時で持つ場合もある)

※管理点検、下校指導、奉仕活動など部長会を通して活動の充実を図る。

15 規則違反について

下記の違反をした部は、原則として部活動を数日停止する。停止期間中は、奉仕活動などを通して反省する。

- 「学校生活規定」違反
- 「部活動規定」違反
- その他の問題行動があったと認められた場合

部室使用規定

1 貸与

- (1) 各部の活動の充実と円滑な運営のために、部室借用希望の部に部室を貸与することができる。
- (2) 部室を貸与された部は、「部室使用規定」を厳守すること。

2 貸与期間

- (1) 貸与期間は、1年とする。
- (2) 貸与の決定は、部顧問会で審議し校長が決定する。
- (3) 夏休み中に部室のローテーションを行うこと基本とする。

3 使用目的

- (1) 部室は、部活動に必要な道具・備品の保管場所として使用すること。
- (2) 私物または(1)以外の物は置いてはならない。
- (3) 部室は、部員の着替え場所として使用すること。部員以外の入室は禁止する。
- (4) 休養及びミーティングの場としての使用は認めない。

4 使用時間

- (1) 使用時間は部活動時とする。授業時間、休み時間の入室及び使用は認めない。
- (2) 休日及び長期休業中に関しては、部顧問の指導のもと使用することができる。

5 鍵の管理

- (1) 鍵は活動上必要に応じ職員室後方入り口から借り、活動終了後直ちに返却する。
- (2) 活動時以外は鍵を借りることはできない。

6 清掃・整理整頓

- (1) 部室内及び部室周辺は、借用している部で責任を持って常に清掃する。落書きも一切認めない。
- (2) 活動上不必要な掲示物は禁止する。窓ガラスには何も貼らず、中の様子がわかるようにしておく。
- (3) 部室内は常に整理整頓する。各部顧問が点検を行う。

7 戸締り・消灯

- (1) 部室使用後は、責任を持って戸締り・消灯・施錠する。

8 破損

- (1) 施設・備品等を破損、汚損等した場合は、速やかに部顧問へ届け出ること。
- (2) (1)においては、破損・汚損した者がこれを修復または弁償すること。

9 その他

- (1) 部室内外での飲食は禁止する。

10 罰則規定

- (1) 上記条項に違反したときは、部顧問会で協議し、校長により部室の使用を禁止する。場合によっては返却を命じる。

11 改定

- (1) 「部室使用規定」の改定は、必要に応じて部顧問会で審議改定し、校長名で知らせる。